



はい！こちら消費生活センターです

「仲間を増やせば儲かると言われて購入したDVD 解約したい！」

Q

2週間ほど前、友人に誘われて行った喫茶店で「このDVDで学んで株に投資すれば儲かる、更に仲間を1人増やすごとに7万円の収入になる」と言われて50万円のDVDを勧められた。お金がないと言うと、直ぐに返せるから消費者金融で借りて払うように言われ、借金して契約したが、DVDの内容は分かりにくいし仲間も増やせないので解約したい。

(20歳代 男性)

A

大学生を中心に、若い人の間でこのような情報商材のマルチ商法のトラブル例が多く報告されています。マルチ商法はネットワークビジネスとも呼ばれピラミッド型の販売システムが特徴です。仲間を増やすことで利益が得られる、と言われその気になり、たとえうまく誘う事ができてもそれが原因で被害者を増やしてしまったり、反対に友人が遠ざかってしまう可能性もあります。株で儲かる必勝法もあるわけがなく、手元に残ったのは借金だけ、という結果になりかねません。マルチ商法は概要書面の交付義務等規制が厳しく、クーリング・オフ期間は20日間です。それを過ぎても契約後3カ月以内なら中途解約できます。また「必ず儲かる」「絶対に損はしない」等と言われた場合は契約取り消しできる可能性もあります。あきらめずにできるだけ早く相楽消費生活センターへご相談ください。

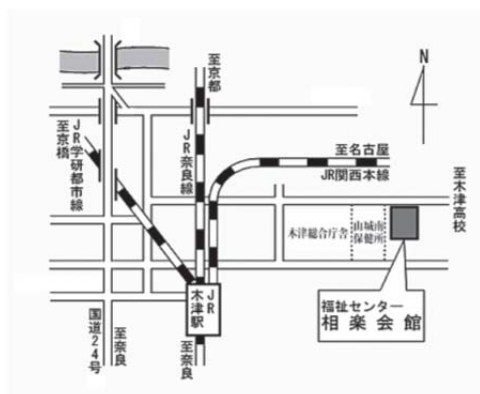
消費生活の相談や苦情はお気軽に**相楽消費生活センター**へ（電話又は来所）

☎0774-72-9955（ナニ？キューキューGOGO!）

相談は**無料**です。 秘密は厳守します。

※「消費者ホットライン」☎188（いやや!）番もご利用ください。

相談日 月～金（祝・休日、年末年始除く）
相談時間 午前9時～午後4時
住所 木津川市木津上戸15 相楽会館1階
京都府木津総合庁舎東隣（JR木津駅東出口から徒歩約5分）
※土曜・日曜・祝日（年末年始除く）は075-257-9002へ
（電話のみ）



相談すれば 楽になる